

# 平成14年度弁護士任官者実務研究会

日時:平成14年4月15日(月)～19日(金)

場所:司法研修所

実施内容

## 1日目

- ・講演と座談会「弁護士と裁判官の間」
- ・裁判官の在り方
- ・民事訴訟の審理と裁判

## 2日目

- ・裁判所の組織
- ・裁判所の経理
- ・裁判所の職員制度
- ・裁判官の服務

## 3日目

- ・家庭裁判所の現状と課題
- ・刑事裁判の現状と課題
- ・民事裁判の現状と課題

## 4日目

- ・民事記録研究
- ・起案

## 5日目

- ・令状実務
- ・起案講評

## 弁護士任官制度に基づく裁判官への任官者数

(1) 昭和63年度から平成3年度まで

判事採用選考要領に基づく

区分\年度	昭63	平元	2	3	小計
任 判 事	5	2	0	1	8
官 判事補	-	-	-	-	-
者 計	5	2	0	1	8

(2) 平成4年度以降

弁護士からの裁判官採用選考要領に基づく

区分\年度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	小計	総計
任 判 事	5	7	6	2	4	4	1	2	2	2	4	39	47
官 判事補	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	1	10	10
者 計	6	7	7	2	5	5	2	4	3	3	5	49	57

(注)

- 1 平成14年度は、平成14年12月末現在のものである。
- 2 判事・判事補の別は、任官時のものである。

(参考) (1)及び(2)の任官者の在籍状況

判 事 39  
判事補 3

(注) 退官者は15。その内訳は定年4,任期満了1,死亡1,依願免官9である。

弁護士任官制度に基づく裁判官への任官者数(初任地別)

昭和63年度から平成14年度

(注)平成14年度は、平成14年12月末現在

	高裁	地裁	家裁	計
東京	4	17	1	22
横浜		2	1	3
さいたま		2		2
千葉		1		1
大阪	4	7	1	12
京都		2	1	3
神戸		1	1	2
名古屋	4			4
広島	2			2
福岡	2	1		3
熊本		1		1
仙台	1			1
高松	1			1
合計	18	34	5	57

## 弁護士任官者の感想・意見等(弁護士会会報等より)

### 任官するに当たっての障害等

#### 受任事件の引継

- ・受任事件を処理しきれず事務所の人や引き継いでもらった友人弁護士に迷惑をかけた。
- ・破産管財事件も何件かありましたが、1件は最後まで残り、裁判所をお願いして別の管財人を探してもらいました。医療事件や特許事件などの専門的分野の事件は、引き継いでくれる弁護士を探すのに苦労しました。・・・任官をしようと決めてから実際に任官するまで、半年以上、8か月くらいあったでしょうか、その間は新しい事件を基本的に受任できない、受任するとしても他の弁護士と共同で受任するという方法をとったことから、収入が減り・・・任官するために借り入れをしました。

#### 顧問先や依頼者との関係

- ・自分が弁護士業務の中で培ってきた友人関係や信用を失った喪失感には、今でも悩まされることはある。
- ・ある程度の顧問先があったんですけども、それも切っていかなければいけないという悩みがありました。

#### 事務所経営の問題

- ・2人で共同経営者として事務所を運営していたものですから、私がいなくなるとう事務所の存続はどうなるんだろうという悩みがありました。

#### 担当職務に対する不安

- ・キャリア裁判官に、「何だ、弁護士任官者の能力はその程度か。」と侮られたくないという気持ちはありましたし、これは相当なプレッシャーになりました。

#### 任地や収入に対する不安

- ・弁護士任官にあたっての障害とされるものは、収入減や転勤などの外部的条件に加え、キャリア裁判官との関係や過重な事件負担に対する不安にあるとされる。
- ・転勤があると必ず単身で赴任しなければいけないという家庭環境にあるものですから、それが最大の悩みでした。

### 任官しての感想等

裁判官は・・・たくさんの同種事件に接することにより、事件を見る目が養われます。ある傾向の事件に精通すると、新たに接する事件でもこんな証拠があるはずだと推量の幅が広がってくるのです。これは再度弁護士に戻った際、事件の全体像を把握する力を養うとともに、調査能力の向上にもつながります。弁護士時代は、どうしても当事者の視点から、あるいは依頼者に有利な視点でばかり事件を見がちですが、裁判官の立場になると、事件を俯瞰する見方が身についてきます。

いま裁判所は、弁護士任官を裁判官制度の中に位置づけようと本気で考えており、やる気のある人がくれば、やりがいのある仕事を早くからやらせてくれると思います。

本資料は、近年の各地の弁護士会会報、弁護士連合会会報等における弁護士任官者との対談等から抜粋したものである。